# 〇 清涼飲料水

## 1 ミネラルウォーター類

(1)殺菌又は除菌を行っていないもの(容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満の もの)

## イ 製造基準

### 《一般基準》

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

## 《個別基準》

- a 原水は、自然に、又は掘削によつて地下の帯水層から直接得られる鉱水のみとし、泉源及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない。
- b 原水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定したものでなければならない。
- c 原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない。ただし、別途成分規格が 設定されている場合にあつては、この限りでない。
- d 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであつてはならない。
- e 原水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌、緑膿のう菌及び大腸菌群が陰性であり、かつ、1ml当たりの細菌数が5以下でなければならない。
- f 原水は、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装に充塡した後、密栓又は密封しなければならない。
- g 原水には、沈殿、ろ過、曝ばっ気又は二酸化炭素の注入若しくは脱気以外の操作を施して はならない。
- h 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。
- ・ 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。
- i 容器包装詰め直後の製品は1ml当たりの細菌数が20以下でなければならない。
- k e 及びi に係る記録は、6月間保存しなければならない。